

第2期柏市ひとり親家庭等 自立促進計画（案）

平成27年3月

柏市こども福祉課

目 次

第 1 章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第 2 章 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

- 1 第 1 期計画の実施状況と評価・・・・・・・・・・ 3
- 2 統計データでみる現状・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 3 アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 4 課題等考察・・・・・・・・・・・・ 6 3

第 3 章 支援施策の方向性

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8
- 2 施策の体系と方向性・・・・・・・・・・・・ 6 8

第 4 章 支援施策の展開

- 1 子育てや生活支援の推進・・・・・・・・・・
- 2 就業支援施策の推進・・・・・・・・・・
- 3 養育費確保のための支援の推進・・・・・・・・
- 4 経済的支援の推進・・・・・・・・・・

第 5 章 計画の推進に向けて

- 1 子育てや生活支援の推進・・・・・・・・・・
- 2 就業支援施策の推進・・・・・・・・・・

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等の生活では、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うこと多く、仕事や収入、住居や家事・育児など、肉体的にも精神的にも多くの負担がかかっており、経済的な不安、健康面での不安、子どもの将来の不安を抱えており、市ではひとり親がそれらの困難に対応し、より良い生活を送れるよう支援する施策が求められています。

そこで柏市では、母子及び寡婦等の生活の安定と向上を目的に、第 1 期「柏市母子家庭等自立促進計画」を平成 22 年度から 26 年度までの計画期間として策定、施策を実施してきました。

しかしながら、近年の社会経済環境の変化、地域コミュニティの希薄化などによる子育ての孤立感・負担感の増加、非正規雇用の増加等による就労環境変化など、様々な社会環境の変化により、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい現状があります。

平成 26 年 1 月にはこどもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、8 月 29 日には大綱が閣議決定されました、

ひとり親世帯の相対的貧困率は、平成 25 年国民生活基礎調査では 54.6% と大変高い数字であり、貧困の様々な要因に対する、よりきめ細やかな就業支援、生活支援及び経済的支援などの各種施策を実行するため、市民や地域、関係機関、行政等が密接な連携をとり、ひとり親家庭等の自立支援を促進する第 2 期計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、母子及び寡婦福祉法第 12 条の規定及び国の基本方針に基づき、また、柏市第四次総合計画を上位計画とし、各種子ども、子育て支援施策等と整合性を図り策定するものです。

3 計画の対象

本計画の対象は母子家庭、父子家庭及び寡婦とします。

母子家庭とは、配偶者のいない女性と20歳未満の子どもがいる世帯で、同居親族がいる場合を含みます。また、配偶者が精神上、身体上の障害により長期に渡り労働能力を失っている場合等も含みます。

父子家庭とは、配偶者のいない男性と20歳未満の子どもがいる世帯で、同居親族がいる場合を含みます。また、配偶者が精神上、身体上の障害により長期に渡り労働能力を失っている場合等も含みます。

寡婦とは、配偶者のない女性であって、かつて母子家庭として20歳未満の児童を扶養していたことのあるかた。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から31年度までの5年間とします。

ただし、国等のひとり親家庭等に関する法改正、施策動向や社会経済状況等の変動により、必要に応じて見直しを行います。

第 2 章 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

1 第 1 期計画の実施状況と評価

(1) 就業支援

ひとり家庭等が，自立し十分な収入を得，安定した生活を営めることを目指し，職業能力育成のための講習会やセミナーの実施，資格取得のための教育訓練給付金支給，プログラム策定による就労相談事業等の支援を実施しました。

ア．就業支援講習会等（就業・自立支援）

就業・転職等を希望する母子家庭の母親を対象に，就業に繋がる講習会等を実施 （受講人数）

内 容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
パソコン講習会	6 2 (修了者 4 5)	5 1 (修了者 3 9)	3 2 (修了者 2 0)	
介護職員初任者研修(旧 ホームヘルパー 2 級)				1 1 (全員修了)

※父子家庭についても平成 2 5 年度から対象

イ．就業支援セミナー（就業・自立支援）

（受講人数）

内 容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子家庭の母親を対象に，履歴書等の書き方，面接のマナーなど就職・離転職に向けたセミナーを開催	4	0	0	9

ウ．自立支援教育訓練給付金（母子家庭等自立支援給付金）

（平成 25 年 8 月ひとり親等就業資格等助成と統合※）

市が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に給付金を支給。市単独事業であった，ひとり親等就業資格等取得事業と統合し，補助率 20 % を 50 % に，上限額を 10 万円から 20 万円に引き上げ。

平成 22 年度	1 件	18,050 円	ホームヘルパー 2 級
平成 23 年度	1 件	7,600 円	調剤薬局事務
平成 24 年度	0 件	—	—
平成 25 年度	0 件	—	—

※父子家庭についても平成 25 年度から対象

※平成 23 年の第 3 回柏市版事業仕分けにおいて，「市改善（維持）」と最終判断がされ，国の基準に合わせて，市制度も一体的に統合し支援していく方針が決定された

エ．高等技能訓練促進費（母子家庭等自立支援給付金）

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得するため 2 年以上養成期間で修業する場合に，修業期間中の上限 2 年間について，訓練促進費を支給。

平成 22 年度	28 件	33,064,500 円	看護師 16（就業 4,次年度以降修了 12） 准看護師 5（次年度以降修了 5） 保育士 6（次年度以降修了 6） 介護福祉士 1（就業 1）
平成 23 年度	44 件	55,483,500 円	看護師 19（就業 3,次年度以降修了 16） 准看護師 13（就業 3,次年度以降修了 5, 進学 1,休学 1,未決定 1,資格喪失 2） 介護福祉士 1（次年度以降修了 1） 理学療法士 1（次年度以降修了 1）
平成 24 年度	37 件	50,347,500 円	看護師 20（就業 7,次年度以降修了 12, 未決定 1） 准看護師 7（就業 3,次年度以降修了 2,

			進学 2) 保育士 7(就業 1, 次年度以降修了 6, 転出 1) 介護福祉士 2(次年度以降修了 1, 転出 1) 理学療法士 1(次年度以降修了 1)
平成 25 年度	31 件	35,943,500 円	看護師 14(就業 6, 次年度以降修了 7, 休学 1) 准看護師 10(就業 2, 次年度以降修了 6, 進学 1, 未決定 1) 保育士 5(就業 1, 次年度以降修了 4) 介護福祉士 1(就業 1) 理学療法士 1(次年度以降修了 1)

オ．ひとり親等就業資格等取得助成金

(平成 25 年 8 月自立支援教育訓練給付金に統合)

ひとり親家庭の母若しくは父等が就業を目的に市が定める資格を取得した場合，その資格の取得に関する経費の 2 分の 1 を助成。

※ () はアンケート回答記入者で，就労条件が改善した数

平成 22 年度	10 件	707,000 円	ホームヘルパー 3(1), 医療事務 2(1), その他 5
平成 23 年度	11 件	803,000 円	ホームヘルパー 4, 看護師 1, 医療事務 3(2), その他 3(保育士 1, 情報通信 1)
平成 24 年度	9 件	523,000 円	ホームヘルパー 5, その他 4(歯科衛生士 1, パソコン 1)
平成 25 年度	4 件	362,000 円	ホームヘルパー 3, その他 1

※ その他の資格：MOS(マイクロソフトオフィススペシャリスト)，介護支援専門員，歯科衛生士，管理栄養士，社会福祉士，美容師，保険請求事務技能検定等

カ．自立支援プログラム（就業機会創出支援）

内 容		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
就職，転職，就労に対する不安等を 母子自立支援員が相談に応じ，個々 に対応した助言や支援制度紹介，ハ ローワーク求職相談同行等の支援		18 件	20 件	22 件	14 件
※相談終了後の聞 き取り等で就職が が確認できたもの	正社員	3	5	3	1
	派遣社員		1	1	
	パート等	4	5	5	6

【評価】（１）就業支援の推進

ひとり親家庭等が経済的に自立した生活を送るためには、収入面で安定した仕事に就くことが重要です。

講習会事業として従前はパソコン講習会を実施していましたが、より就業につながりやすい講座として、平成 25 年度から介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2 級）を実施しており、少子高齢化社会でニーズにあった内容の講習会事業を今後とも検討していきます。

資格取得を支援する事業である高等技能訓練促進費事業は、支給額，支給期間の手厚さや，自立に役立つ資格を取得できることなどから多くの受給者の利用があり，ひとり親家庭等の就業に関して、一定の成果があったと考えられます。しかしながら，自立支援教育訓練給付金制度は利用者がほとんど無く，より広報宣伝など周知に工夫が必要と思われます。

また，就業支援セミナーでは周知方法を見直した結果，受講人数増加となり，県とも連携を図り，より一層の支援策の周知，充実を図っていく必要があります。

(2) 生活・子育て支援

ひとり親家庭では、子どもを持つために就労が困難な場合があります。学校放課後に安心して預けることができるこどもルームなど、ひとり親家庭の母または父が安心して働くことができる環境づくりなど子育て支援を実施しました。また、子どもの社会性を育むためにも子どもの居場所づくりの確保に努めました。

ア．保育園の優先入所

就学前の子どもがいるため、就労の機会を逃しているひとり親家庭の子どもの保育園への優先的入所。

イ．子どもの居場所（こどもルーム等）

就学児童の放課後の安全や子どもの社会性を育むため、こどもルーム、放課後子ども教室、児童センター、ファミリー・サポート・センター事業など子どもの居場所の確保。

（こどもルーム設置数，児童数）

平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
3 6 か所 1, 9 9 2 人	3 7 か所 1, 9 5 7 人	3 8 か所 1, 9 1 7 人	3 9 か所 2, 1 0 2 人

ウ．公営住宅の優先入居

配偶者のない母子，父子世帯で 2 0 歳未満の子を扶養しているかたに入居抽選での優遇措置を実施。

エ．母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の世帯で，病気・事故・冠婚葬祭などやむを得ない事情により，一時的に生活の支援が必要なときに，生活支援員を派遣する。（実施検討）

【評価】（２）生活・子育て支援

ひとり親家庭等が、就業と子育てとの両立を図り、安心して生活を送るためには、生活面における支援を行うことが必要です。

そのためには保育所の優先入所や預かり保育の充実など、待機児童解消アクションプラン策定による各種施策と合わせ、保育環境の充実に努めました。

さらに、一時的に育児等の支援を必要とするひとり親家庭等に対し、病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業等を実施し、個別状況に応じた利用ができるよう子育て支援策を実施しました。

今後も、このような各種支援策の必要性は高まる見通しであるため、引き続き、ひとり親家庭等のニーズに対応した各種支援の提供に努めていく必要があります。

（３）経済的支援

ひとり親家庭の経済的自立のためには、就業し自立に十分な収入を得ることが最良ではあるが、様々な事情により十分な収入を得られず、生活に困窮する家庭等について、経済的支援を実施しました。

ア．母子寡婦福祉資金の貸付

母子及び寡婦家庭において、子どもの修学及び就学支度や母親の技能習得・就職など資金が必要なときに、無利子または低利での各種資金貸付。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
38 件	50 件	41 件	31 件
19,116 千円	26,013 千円	21,630 千円	19,338 千円

イ．児童扶養手当

18歳以下の子どもを養育（監護）している母子家庭の母親に対して、手当を扶助。※父子家庭は、平成22年8月から対象、（）内表記。

(対象者数は4月現在。全部停止者含む)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
2,482人 928,913千円 (66人) (6,210千円)	2,573人 986,038千円 (82人) (22,132千円)	2,639人 1,019,905千円 (102人) (24,431千円)	2,697人 1,039,640千円 (111人) (29,226千円)

ウ. 遺児等養育手当

父母または父若しくは母と死別した義務教育までの子どもと同居し、養育しているかたに、養育手当を扶助。

平成22年度	158世帯	223人	21,732,500円
平成23年度	170世帯	237人	22,908,500円
平成24年度	165世帯	220人	21,618,000円
平成25年度	151世帯	200人	19,503,000円

※人数：児童数

エ. ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の患者負担金を支給。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
32,788件 80,059,655円	31,839件 78,671,795円	30,970件 75,348,650円	22,177件 56,348,235円

※平成23年の第3回柏市版事業仕分けにおいて、「市改善(抜本的見直し)」で、県基準に合わせた所得制限額と自己負担額の見直しの最終方針が示され、平成24年8月規則改正により、所得制限額及び養育者の自己負担額を1件あたり1,000円へ制度改正実施

オ. ファミリー・サポート・センター利用料助成

小学6年生までの児童を預かる「かしわファミリー・サポート・センター」の利用者でひとり親または養育者のかたの

経済的負担を軽減するため、利用料金の半額を助成。

平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
5 3 世帯 666,640 円	3 1 世帯 404,880 円	6 2 世帯 365,150 円	9 4 世帯 704,860 円

カ．父子家庭に対する支援

父子家庭に対する支援については、窓口業務等を通じ、どのような支援ニーズがあるか、また、父子家庭の実情把握に努め、今後の効果的な施策に繋げられることも想定しながら相談業務を実施。

【評価】（３）経済的支援

相対的に所得水準で低いひとり親家庭等の経済的支援のため、母子・寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当の適正な支給及びきめ細やかな情報提供の実施に取り組んでいます。

母子・寡婦福祉資金貸付金については、貸付件数の増減はありますが、毎年２千万円程度の貸付額があり、貧困の連鎖防止対策の観点からも、児童の就学資金など、ひとり親家庭の経済的支援を図る制度として重要な役割を担っていることから、引き続き、適正な貸付業務を行っていく必要があります。なお、県事業引継ぎ前から存在している滞納による債権については、公平性の観点からも積極的に回収に努めていく必要があります。

児童扶養手当については、受給者数、給付額ともに増加傾向であり、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図るためにも、引き続き、国の制度改正も注視しつつ、適正に給付事業を行っていく必要があります。

また、母子自立支援員の父子家庭対象拡大など父子家庭に対する支援施策の啓発等にも努めていく必要があります。

(4) 養育費確保

ひとり親家庭等の子どもが養育費を受け取れるよう、養育費についての取り決めの促進、養育費支払についての社会的意識の醸成、相談や情報提供など養育費確保への支援を行ないます。

ア．離婚前の相談等・情報提供

離別したひとり親が同居している子どものために、養育費を受け取れるよう法テラス等を紹介するとともに、離婚前の相談においても、養育費の取得についての助言等を進めた。

(母子自立支援員：養育費に関する相談)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
67 件	151 件	134 件	149 件

【評価】(4) 養育費の確保

養育費確保の支援については、母子自立支援員が、関係機関（法テラス等）と連携を図り、その相談、手続き等のきめ細やかな案内等に対応しています。また、国や養育費相談支援センターが実施する養育費相談に関する研修会に母子自立支援員が参加し、最新の事例研究や対策等を学び、その資質向上に努めています。

現状では、養育費を受け取っていないひとり親家庭が多数であることに對し、経済的自立と児童の健やかな成長のため、母子家庭の母が養育費をその父親等から確保することが重要で、引き続き支援施策を行っていく必要があります。

(5) 相談業務

母子家庭等の抱える様々な悩みや不安に、プライバシーに配慮したきめ細やかな相談を実施しました。

ア．母子自立支援員等による相談

母子自立支援員が母子家庭の母親の抱える様々な悩みや不

安を取り除くよう相談を受け，また，就労や各種制度の説明などの支援の案内を実施。

平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
1 , 3 3 7 件	2 , 0 9 2 件	1 , 8 9 4 件	2 , 1 3 0 件

イ．情報提供の充実

各種制度の紹介や改正点などを窓口でのきめ細やかな説明，ホームページや広報，パンフレット等を使って情報提供の充実を図りました。

【評価】（５）相談業務

近年の離婚世帯増加，DV等社会環境の影響からも，ひとり親に関する相談件数は増加傾向にあります。多くの相談に適切に対応するため，平成 2 5 年度に母子自立支援員を 1 名増員（計 3 名）し，相談体制の充実に努めています。

引き続き，就業相談，DV相談，離婚相談等について，各ケースの課題を正確に把握・整理し，適切な支援メニューにつなげるよう，また，父子家庭にも経済的困難は高まっており，父子家庭への支援推進，施策の周知徹底を図っていく必要があります。

市子育てサイト「はぐはぐ柏」など多様な媒体を使い，支援施策の周知，相談体制の強化に努めていく必要があります。